

## 第1 行政評価・監視の目的等

### 1 目的

この行政評価・監視は、医師等の確保対策の推進を図る観点から、国等における医師の地域偏在等の解消、女性医師、看護師等の離職防止・復職支援、医師等の勤務環境改善に係る取組の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

### 2 対象機関

#### (1) 調査対象機関

厚生労働省、文部科学省、総務省

#### (2) 関連調査等対象機関

都道府県 (25)、都道府県医師会 (25)、都道府県看護協会 (25)、大学 (25)、看護師等養成所 (25)、医療機関 (142) (※)、関係団体

(※) 調査対象とした医療機関の状況は以下のとおり。

(単位：機関)

開設者等	許可病床数				計
	199床以下	200～499床	500～799床	800床以上	
大学病院	0	1	14	10	25
国、公的医療機関	16	53	23	4	96
医療法人	0	11	0	1	12
その他	1	8	0	0	9
計	17	73	37	15	142

- (注) 1 許可病床数の時点は平成26年1月1日現在。  
2 「大学病院」は、国立大学法人、地方独立行政法人（公立大学法人に限る。）及び私立学校法人が開設した病院。  
3 「国、公的医療機関」は、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、都道府県、市町村、地方独立行政法人（公立大学法人を除く。）、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会及び厚生農業協同組合連合会が開設した病院。  
4 「医療法人」は、医療法人が開設した病院。  
5 「その他」は、全国社会保険協会連合会、健康保険組合、共済組合、公益法人、医療生協及び会社が開設した病院。

### 3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

行政評価事務所（青森、秋田、山形、茨城、千葉、山梨、岐阜、三重、京都、奈良、島根、山口、徳島、愛媛、高知、長崎、宮崎、鹿児島）

### 4 実施時期

平成25年12月～27年1月